

Information

05

軽自動車税を減免します

身体障害者手帳などを持ち、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税を減免します。手帳の等級、車両の所有者、運転者などを確認しますので、期間内に申請してください。

【申請書類】▼減免申請書(税務課、各総合支所で配布)▼自動車検査証の写し▼運転免許証の写し▼身体障害者手帳、傷病者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳などの写し▼マイナンバーカードまたは通知カード▼印鑑

務課まで郵送してください(郵送の場合、マイナンバーカード・通知カードは不要)【申請先・問い合わせ】▼総務部税務課(市民税係) ☎0220(22)2163 〒987-0595(住所記入不要) ▼各総合支所市民課(市民税係)



市長・市議選
立候補予定者説明会を開催

4月18日告示、4月25日執行予定の市長選挙および市議会議員一般選挙の立候補予定者を対象に、説明会を開催します。

【日時】3月19日(金)午後2時
【場所】迫体育館
【対象者】立候補予定者とその関係者 ※出席は1候補につき、候補者を含め2人以内
【内容】立候補届け出の手続き、選挙運動の注意事項など。説明会当日に立候補届出用紙などをお渡しします
【問い合わせ】市選挙管理委員会事務局 ☎0220(22)2198



Information

06

市立病院に就職希望の
看護学生を奨学金で支援

市看護師奨学金
【貸付対象者】看護師養成施設に在学する学生で、将来看護師として市立病院(診療所や老人保健施設を含む)に勤務しようとする人

学年の記載があるもの。4月入学予定者は合格通知書の写しを提出し、入学後に在学証明書を提出)③戸籍抄本④在学する大学の学長、学部長、看護師養成施設の長などの推薦調書(4月入学予定者は不要)⑤その他、市長が必要と認める書類(医学生奨学金等貸付応募理由書、履歴書、健康診断書など)

【募集人員】8人程度
【貸付金額】月額10万円以内
【貸付期間】貸付決定月から、看護師養成施設を卒業する月まで(看護師養成施設の修学年数を限度)

※要件を満たした場合には、償還が全額免除になります
■市看護師修学一時金
【貸付対象者】看護師奨学金貸付対象者のうち希望者
【募集人員】8人程度
【貸付金額】20万円以内
【償還方法】無利子貸付とし、看護師奨学金貸付の最後の月から10年以内に償還

※償還免除制度はありません
■必要事項
【連帯保証人】2人(1人は家族可、他1人は別世帯で独立生計を営む人)
【申込方法】次の書類を郵送、または持参してください①貸付申請書②在学証明書(在籍

【実施日時】3月11日(木)午後2時46分
【実施方法】防災行政無線のサイレン吹鳴を合図に、一斉黙とうを実施
【問い合わせ】総務部総務課(防災係) ☎0220(22)2091

Information

07

障がい者の社会参加を促進
自動車燃料費・タクシー利用費助成

障がい者の社会参加促進のため、障がい者の使用する自動車の燃料費とタクシー利用料金の一部を助成します。各事業とも、令和2年1月1日以降に登米市に転入した人は、転入前の住所地の住民税課税(非課税)証明書が必要です。

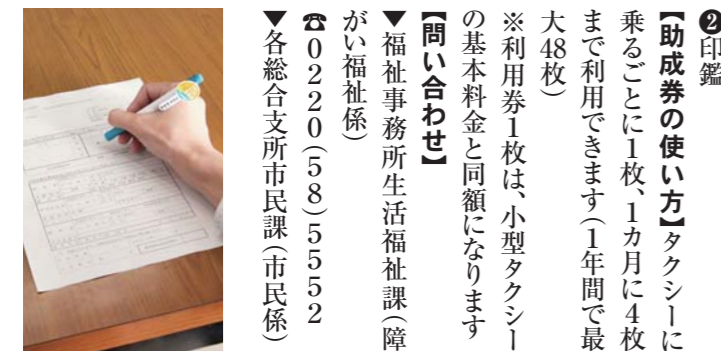
利用している人、社会福祉施設入所者、申請時に継続して3カ月以上入院している人、生活保護受給者は対象外です
【対象車両】普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち4輪以上のもの
※携行缶など、対象車両以外の給油はできません
【申請手続き】3月1日(月)から、各総合支所市民課(市民係)で受け付け、自動車燃料費助成券を交付します

【持参するもの】①障害者手帳②運転免許証③車検証④印鑑
【助成券の使い方】ガソリンスタンドで給油の際に、助成券(1枚千円分)を月2枚(年間最大24枚)まで利用できます

【持参するもの】①障害者手帳②印鑑
【助成券の使い方】タクシーに乗るごとに1枚、1カ月に4枚まで利用できます(1年間で最大48枚)
※利用券1枚は、小型タクシーの基本料金と同額になります
【問い合わせ】▼福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係) ☎0220(58)5552 ▼各総合支所市民課(市民係)

【対象者】世帯全員の住民税が非課税で、次の①～③のいずれかに該当する人①身体障害者手帳1・2・内部3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級で自動車を持有し運転する人、またはその自動車を持有する人②身体障害者手帳下肢3級で、自動車を所有し運転する③療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級、18歳未満で身体障害者手帳1・2・内部3級の人のために自身が所有する自動車を運転する同居者
※福祉タクシー利用助成事業や透析患者通院費助成事業を

【対象者】本人の住民税が非課税で次の①～④のいずれかに該当する人①身体障害者手帳1・2級②身体障害者手帳3級のうち、呼吸機能障がい者で酸素濃縮器を常時利用している、または体幹・下肢機能障がい者



Information

08

「みやぎ鎮魂の日」に一斉黙とうを

県は、3月11日を「みやぎ鎮魂の日」と定めています。市では、東日本大震災で亡くなられた人を追悼し、震災の記憶を風化させることなく後世に伝えていくため、一斉黙とうを実施します。ご理解とご協力をお願いします。

【実施日時】3月11日(木)午後2時46分
【実施方法】防災行政無線のサイレン吹鳴を合図に、一斉黙とうを実施
【問い合わせ】総務部総務課(防災係) ☎0220(22)2091

Information

09

防災行政無線のFM化
切り替え時期について

防災行政無線について
では、防災行政無線を利用している市民の皆さんにお伝えして、今後、現在の放送設備が使用できなくなります。そのため、現在、コミュニティエフエムの電波を利用した放送設備への切り替え作業を進めています。

【運用開始時期の変更】
運用開始時期については、広報と12月号で、4月から開始する予定とお知らせして

【問い合わせ】総務部総務課(防災係) ☎0220(22)2091

【問い合わせ】総務部総務課(防災係) ☎0220(22)2091